

スウェーデンにおける 移民統合のパラドクス

挽地康彦 *HIKICHI Yasuhiko*

- 1 — ヨーロッパにおける移民政策の転換
- 2 — スウェーデンにおける移民統合のパラドクス
- 3 — 北欧の福祉排外主義
- 4 — スウェーデンの挑戦

【要旨】 ヨーロッパ諸国では移民問題が大きな政治的争点となって久しい。福祉国家の危機や冷戦構造の崩壊、グローバル化の進展や EU 統合の拡大などの諸変化によって、ヨーロッパの政治構造は富の再分配をめぐるかつての左右の対立から、移民・難民政策の是非をめぐる対立へと変容を遂げてきた。しかも、「反移民」を掲げる極右政党の躍進に象徴されるように、昨今の多くのヨーロッパ諸国では移民規制を強化する政策の流れに収斂している。

こうした趨勢のなか、北欧のスウェーデンでもやはり他国と同様に移民問題に揺れ、排外主義も目立ってきている。それは、ヨーロッパでもひととき異彩を放つスウェーデンの移民・難民政策の寛容さをもってしても移民問題の顕在化は避けられないことを示唆している。充実した福祉国家を基盤に多文化主義を採用する社会でなぜ移民の統合が進まないのか、そうした社会でなぜ移民排斥を謳う極右政党が支持を集めるのか。本稿ではこれらの問いをスウェーデンの経験に焦点を合わせながら検討していく。

1 — ヨーロッパにおける移民政策の転換

1-1 移民の定住化とリベラルな移民政策

よく知られるように、第二次世界大戦後のヨーロッパ先進諸国では経済復興と経済成長を成し遂げる過程で、多くの移民労働者を受け入れてきた。ところが、1970年代前半のオイルショックを機にヨーロッパでは低成長時代に突入し、国際競争のなかで経済再編を余儀なくされると旧来の移民労働者の雇用は大きな影響を受け、主要なヨーロッパ諸国は新規の移民労働者の募集を停止した¹⁾。さらに、フランスのように、ヨーロッパ諸国の中には失業によって社会的負担が増していく半熟練・非熟練の移民労働者に帰国を奨励した政府もあった。しかしながら、失業者予備軍となった移民人口をコントロールすることで経済と福祉の再編を模索した各国政府の思惑とは裏腹に、移民労働者は帰国を選択するのではなく、むしろ自らの家族を故国から呼び寄せ、さらにホスト社会での滞在を長期化させた²⁾。

つまり、「デニズン denizens」（永住外国人）としての性格を拡大させていったのである。

定住化する移民集団をどのように社会へ包摂するかという大きな課題を背負ったヨーロッパでは、各国ごとの社会統合の伝統に基づきながらも、1970年代から1980年代にかけて、リベラルな移民政策をある程度共通して採用するに至った。その一つは、移民集団の文化を尊重し、ホスト社会の文化に同化させることなく、多様な文化の維持を容認する「多文化主義 multiculturalism」の政策である。多様性と平等の理念に基づく多文化主義は、人種差別を禁止する法律制定、母語教育の機会の保障（多文化教育）、公費援助によるムスリム学校の設定など各種の政策へと結びついていった。

もう一つの共通点は、「デニズンシップ denizenship」（永住市民権）の浸透であり、国民国家における法的・政治的・社会的権利の享有主体を、国籍を保持する国民（citizen）に限定することなくデニズンとしての移民へと拡張していこうとする政策である（ハンマー1990=1999）。この政策理念にそって、ゲストワーカーから生活者へと変容した移民に対して地方参政権の付与や社会保障給付などの諸権利が認められた。また、一部のヨーロッパでは「非合法」の状態でも長期滞在・就労してきた移民に対する「アムネ스티」（滞在の合法化・正規化）も実施されたことも付け加えておこう。

1-2 後退する多文化主義の背景

しかし、ホスト社会への移民の包摂に向けた多文化主義政策やデニズンシップ政策は、1980年代後半から陰りを見せはじめ、1990年代になると「統合政策」に向けて大きく修正を迫られていく。佐藤成基によれば、ヨーロッパの先進諸国において、これまでの移民政策を見直す必要性が生まれた背景には次の4つの事態がある（佐藤2009:355）。筆者なりに補足しながら説明しよう。

第1の背景には、移民の人口比率の高まりがある。この時期のヨーロッパでは、家族呼び寄せによるEU外部からの移民の増加に加えて、新たなタイプの移住者が流入している。この新しい移住者は、東欧やアフリカなどから逃れてくる庇護申請者（asylum seeker）と、東欧、旧ソビエト、アフリカ、アジアからの「非合法」移民である。とりわけ、言語的・人種的・宗教的に「異質」に思われたアフリカやアジアからのムスリム移民・難民の増大は、その後に激化する移民問題の引き金となっていった。さらに、2000年代以降になると、EU統合の東方拡大を通じて国際的な人口移動はより活性化し、西欧諸国の人口構成に不可逆的な変化をもたらした。

第2に、リベラルな移民政策による移民の包摂が期待通りに進まず、むしろネイティブの住民との間の格差や対立の深まりが認識されるようになったことがある。そして、第3に、福祉国家以後のヨーロッパで再配分能力が低下し、移民に対する社会的給付がホスト社会にとっての負担となることがあらためて問題視されるようになったことがある（前掲:355）。たとえば、福祉国家が発達し移民にも寛容であったオランダは当初、多文化主義の成功例として知られていたが、いまや多文化主義の最初の失敗例となったケースとして

認識されている³⁾。多文化主義に対して批判的な立場からみれば、その理念や政策は、居住空間的にもメディア的にも高いセグリゲーションを背景にして、ホスト国の言語習得や異文化間接触へのインセンティブを移民に与えず、主流社会の労働市場への参加を低下させてエスニック・エンクレイブ (ethnic enclave) の形成を促し、さらには福祉に依存する移民というスティグマ化 (stigmatization) の言説を肯定させるものに映っていた⁴⁾。

このような事態を踏まえて、第4の背景として、ホスト社会の側での移民排斥や極右ナショナリズムが拡がり、他方、ムスリム移民の側での西洋的価値を否定するような原理主義運動が拡がった。2000年代の経済不況による移民の失業や犯罪の増加、アメリカ同時多発テロ事件 (2001年9月11日) による不安や不信の高まりは、多文化主義批判の見解を正当化する格好の材料となり、国内における分裂の深化をもたらしていく。

実際に、ムスリムの文化がヨーロッパの文化と対立するとみなされることで、ヨーロッパの各地域ではミナレットの禁止 (スイス)、ブルカの禁止 (フランス)、従兄弟との結婚禁止 (オランダ) といった法律制定の動きが相次いだ。オランダ人映画監督のテオ・ファン・ゴッホ殺害事件 (2004年) はオランダ社会の「寛容性」の原理を大きく揺さぶり、ムハンマド風刺画問題 (2005年) やオスロ連続テロ事件 (2011年) は、ムスリム移民に対する憎悪と敵愾心が色濃く影を落とした出来事として世界に知られた。ヨーロッパ在住のムスリムたちは「統合されざる移民」の象徴となるばかりか、「イスラム恐怖症」 (islamophobia) からくる排外主義の標的になっていったのである。

1-3 同化主義的な統合政策へ

以上のような経緯から、今日多くのヨーロッパ諸国では移民政策をより制限的な規制路線へと転換し、①移民規制の厳格化、②選択的な移民の受け入れ、③社会統合に向けた「市民化」政策の推進という相互補完的な三つの方針によって実施する傾向が強まっている。

①移民規制の厳格化

- ・新規移民の領域内への参入抑制
(入国査証や就労許可の発給要件の厳格化、「非合法」移民への入国管理の強化)
- ・国内からの非正規滞在者の排除 (「非合法」身分のチェックなど)

②選択的な移民の受け入れ

- ・新規の「労働移民」の確保 (ハイテク部門/底辺部門)
→定住の可能性を否定した一時的・期間限定的な可処分労働力の調達

③「市民化」政策の推進

- ・長期滞在許可や市民権取得の義務要件としての統合テスト (市民テスト) の導入
- ・合法的な定住者の規制強化 (永住条件の厳格化、社会的コストの抑制など)

1990年代後半以降に登場する上記の移民政策は、ヨーロッパの要塞化と「市民的」価値

を称揚する同化主義的な統合レジームの形成をもたらしている。ヨーロッパの要塞化は、ヨーロッパ外部からやってくる新たな移民たちの入国や権利を制限し、そうした権利対象者の制限を踏まえてヨーロッパ域内にいる既存の移民たちの権利を擁護しようとする。ただし、新規移民を制限することで要塞化をめざすヨーロッパは、既存移民の権利にしても、多文化主義でなく同化主義的な手法で擁護するように移民政策を転換してきたのである。

2——スウェーデンにおける移民統合のパラドクス

2-1 スウェーデンの移民・難民政策

1970年代以降に限定してみれば、スウェーデンをはじめとする北欧の移民問題や移民政策の変遷も、前節で概観した内容とおおよそ共通している。たとえば、経済的好調のうえに高い水準の福祉国家を形成したスウェーデンの「黄金の60年代」では、フィンランド、ギリシャ、旧ユーゴスラビア、トルコなどから労働移民が爆発的に増大したが、1970年代以降はスウェーデン経済が悪化し、外国から労働移民を受け入れる余地はなくなった。そのため、1972年に自由な労働移民の受入れは停止され、労働移民受入れに際しては、政府による「労働市場テスト」が導入されるようになった⁵⁾。

これ以後、就労目的の移民はほとんど見られなくなったが、他方で難民に対しては保護の動きが高まり、「外国人法」改正（1989年）など法制度も整備されていったため、彼らの呼び寄せる家族も急増し、スウェーデンへ移住する外国人のほとんどが難民という状態になった（井樋 2010:141）。しかも、スウェーデンへ流入する難民はチリ、イラン、イラク、ソマリア、そして旧ユーゴスラビアなど、世界の多くの紛争地域から逃れてくる非北欧地域出身者で占められていた。

「スウェーデンに庇護を求めることができた難民は、労働目的での外国人流入者と同様、この国で働くことが許可されるだけでなく、家族を呼び寄せることができた。こうして1972年以降に流入する外国人の大半は、スウェーデンが生命の安全を保障し家族単位での生活を保障する人権重視の国であるが故に受け入れた人々によって占められるようになった。しかも、流入者の出自は著しく多様であった。1960年代に入るまでスウェーデンでは、建国以来のスウェーデン国籍を持つ少数民族であるサーメ人やフィンランド系の国民を除けば、国民の大半が言語・文化の点で均質であった。しかし、1960年代から今日に至る多様な移民の流入の故に、この国は多民族が定住する国家に変貌した。」（山本 2000:7）

もともとヨーロッパの中では貧しい農業小国で「移民の送り出し国」であったスウェーデンは、第二次世界大戦以後から短期間のうちに「移民の受け入れ国」となって国際化を進め、「外国人に寛大なスウェーデン」という伝統を形成してきた。その結果、今日では、

「外国に背景をもつ人」(外国で生まれた両親をもつスウェーデン生まれの人+外国生まれの人)はスウェーデン全国で1,921,992人、首都のストックホルムで628,050人となっている(2012年時点: SCB Statistics Sweden)。これは、スウェーデンの総人口(9,555,893人)の20.1%、ストックホルムの総人口(2,127,006人)の29.5%を占め、ヨーロッパ諸国の中でも比較的高い移民人口比率を示している。

また、他のヨーロッパ主要国の移民政策と比べた場合、スウェーデンの移民・難民政策は、より開放的で平等主義的な性格を有する。スウェーデン国会は、1975年に「移民とマイノリティに関する政策指針」を採択し、今日においてもなお、それをスウェーデンの移民政策の基本理念として位置づけている。その政策指針は、①平等の原則(在住外国人はその他の市民と同じ可能性・権利・義務をもつ)、②選択の自由の原則(在住外国人は母国の言語と文化をどの程度まで保持し、スウェーデンの言語・文化にどの程度同化するかを自己決定できる)、③パートナーシップの原則(在住外国人・少数民族集団と他の多数民族集団との間の双方向的・包括的協同を促進する)の3つの原則からなり、採択後は以下のような諸権利がスウェーデンに暮らす移民に認められてきた(岡沢1991:118-119)。

- a. 住宅・教育・福祉などの政策における同一の権利、b. 連帯賃金制(同一労働、同一賃金)、c. 地方議会の選挙権・被選挙権、d. 国民投票参加権、e. 地方公務員就職権、f. 複数言語による情報提供と在住外国人新聞の発行、g. スウェーデン語の学習機会の提供、h. 母国語の学習機会の提供、i. 通訳サービス利用申請権、j. 反民族差別に関するオンブズマンの設置、k. 民族団体、外国人協会への補助金提供など

1990年代後半以降、ヨーロッパの多くのホスト諸国が移民政策の規制強化を選択していくなかで、スウェーデンはそれらの諸国とは一線を画し、上記のような多文化主義と福祉国家にもとづく移民に手厚い政策を実施してきた。要塞化するヨーロッパではもはや一般的となった「選択的な移民受け入れ」政策についても、スウェーデンの場合は方針が異なり、高齢化の進行による労働力不足や、国内に失業者が存在しているにもかかわらず必要とされる就業ポストにマッチする人材が不足する問題を解消するために、2008年に「労働市場テスト」を停止し、企業が原則自由に海外から求人することを認めるなどの「外国人法」改正を成立させ施行した(井樋2010:142)。

難民についても同様、「難民増に対する国庫負担の増加、難民のスウェーデン社会への統合に関する問題に対応するため、2009年に難民の能力を労働市場で有効に生かす制度を新設する法案が政府により提出され、2010年に法律は成立した。」(前掲書:142)⁶⁾。労働移民の自由化と難民政策を連動させることを企図したこの法律は、「難民(その中でも、若年層や高齢者以外の就労可能性の高い年齢層)をできるだけスムーズに就労へと導くよう新しい制度を作り、それに関連する業務について、地方自治体であるコミュン(kommun)の負担を減らし、国へ責任を移行することを、主な内容としている。」(前掲書:146)。

2-2 移民統合のパラドクス：労働市場への統合をめぐる解釈

スウェーデンに定住するすべての移民や難民は、2つの主要な領域において国家支援による統合に向けた手厚い援助を伝統的に受けてきた。一つは、居住に関する統合に関係し、もう一つは労働市場への統合に焦点をあてたものである。表1を参照してもわかるように、移民政策を国際比較した「移民統合政策指標 (MIPEX: Migrant Integration Policy Index)」(2010年調査)におけるスウェーデンの総合評点(83)は、調査対象となった33カ国のなかで最も高い⁷⁾。とりわけ、「労働市場へのアクセス」(100)は、移民や難民に対して「完全に開かれている」と解釈できる。

ただし、移民・難民に対してホスト社会が寛大であることと、移民・難民がホスト社会に統合されていることは果たして同じなのだろうか。言い換えれば、移民・難民への寛容な政策の展開は、そのまま移民・難民の社会統合の達成につながるのだろうか。この論点は重要であるがゆえに、より慎重な検討が求められるだろう。したがって、ここでは労働市場への移民・難民の統合を中心に述べることにする。

図1に示したOECDの調査結果によれば、当該国の国民の失業率と比較した場合の移民(外国生まれ)の失業率は、スウェーデンにおいては2.65倍で、ノルウェーの2.83倍に次いで非常に高い割合となっている(ちなみに他国では、フランス1.78倍、ドイツ1.77倍、イギリス1.17倍、アメリカ1.11倍である)。たしかに、スウェーデンやノルウェーにおける移民や難民がその他の人口に比べてかなり低い水準で生活していることは、スカンディナヴィアに関する先行研究でもすでに指摘されてきたことであるし、大規模な移民や難民を受け入れてきた他の西側諸国が直面したのと同様の挑戦を経験しているという意味では北欧諸国に固有の発見でもない(Valenta & Bunar 2010)。

しかしながら、他のヨーロッパ先進諸国に比べて、移民・難民の受け入れや多文化主義的政策の採用により積極的な対応をとってきた北欧諸国において、むしろ移民労働者の失業が顕著なのはなぜなのか。このパラドクスの解釈をめぐって、かつてエクベル(2004)や水島(2006)は、労働市場規制の緩いアングロサクソン諸国とは対照的にベネルクスや北欧諸国では解雇規制が強く、ネオ・コーポラティズム的賃金決定方式のもとでの高水準の賃金の平準化が進んできたことを理由に挙げていた。「解雇規制が強いヨーロッパ型の労働市場においては、雇用者側は同一の高水準の賃金のもとでリスクの少ない自国民労働者の採用を選好するため、移民労働者は不利な状況に置かれてしまう」ということである(Ekberg 2004:201-202; 水島 2006:212)⁸⁾。

けれども、今日のスウェーデンでは、移民・難民の労働市場への参入に向けた企業サイドの取り組みは以前に比べて積極的になってきている。先述したように、2008年には「労働市場テスト」が停止され、移民労働力の自由化が進んでおり、その後は難民の労働市場への参入を促す法整備や地方自治体による職業斡旋もなされてきた。フレキシビリティへの要請のもと、このように従来は厳格な解雇規制をもっていた北欧の労働市場も最近では

雇用の流動性との間で調整されるなど、エクベルや水島が説明した 2000 年代の半ばからさらに状況が変容していると思われる。

他方、ルード・クープマン (2010) の研究は、このパラドクスを労働市場自体の性格からではなく、多文化主義と福祉国家の関係から説明している。彼はドイツ、フランス、イギリス、オランダ、スイス、スウェーデン、オーストリア、ベルギーの欧州 8 カ国を対象にして、それぞれの統合政策と福祉国家レジームが移民や難民の社会的・経済的な統合にどのように影響しているかを検討している (Koopmans 2010)。その結果、「多文化主義政策 (合法移民にとって平等な権利へのアクセスを容易にする一方で、ホスト国の言語習得や異文化間接触に対するインセンティブを与えない政策) は、福祉国家と結びつくことで、移民の労働市場への参入は低いレベルになり、空間的なセグリゲーションは高いレベルになり、犯罪者としての移民という言説はかなり強く流通するようになる」(前掲書:1) と彼は結論づけた。

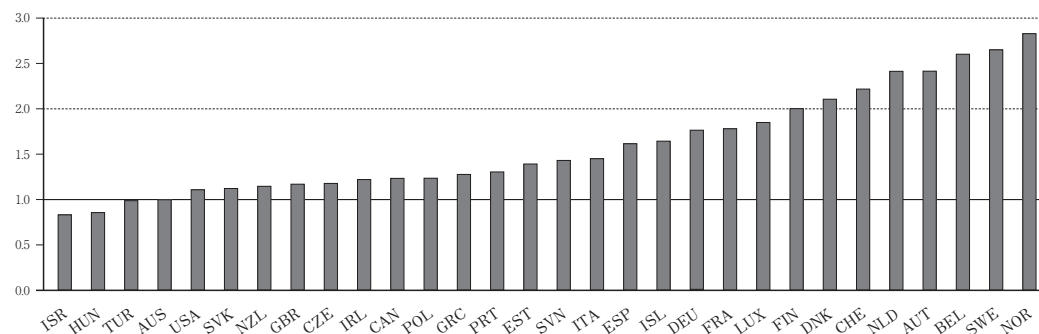
クープマンの分析結果を国別でみると、充実した福祉国家で多文化主義政策を採用するスウェーデン、ベルギー、オランダなどは相対的に弱い統合という帰結を示し、他方で制

表1 移民統合政策指標 (2010年) による9カ国の指標 (33カ国のうち)

2010	Denmark	France	Germany	Japan	Nether lands	Norway	Sweden	UK	USA
労働市場へのアクセス	73	49	77	62	85	73	100	55	68
家族の呼び寄せ	37	52	60	51	58	68	84	54	67
教育	51	29	43	19	51	63	77	58	55
政治参加	62	44	64	27	79	94	75	53	45
長期滞在許可	66	46	50	58	68	61	78	31	50
国籍取得	33	59	59	33	66	41	79	59	61
差別防止措置	47	77	48	14	68	59	88	86	89
総合評点	53	51	57	38	68	66	83	57	62

出典) 移民統合政策指標 (<http://www.mipex.eu/>) をもとに作成

図1 OECD諸国における自国民の失業率に対する移民の失業率の割合 (2011年)



出典) OECD Factbook 2013: Economic, Environmental and Social Statistics.より作成

限的で同化主義的な統合政策を用いるドイツ、オーストリア、スイス、フランスと、自由主義的なタイプへと福祉国家を再編したイギリスでは、統合の達成がより強くみられるという帰結を示した。つまり、まさにスウェーデンが典型的であるが、寛大な福祉国家において、移民は人的資本や社会関係資本がなくても、またホスト社会に適応しようとしなくても、それなりの生活を維持することができる。一方で、多文化主義的な統合政策は、労働市場に参入する際に必要となる移民の人的資本を眠らせることにつながる。したがって、ネイティブと移民の間の社会経済的な格差は、スウェーデンのような社会民主主義的な福祉国家においてもっとも大きくなり、イギリスのような自由主義的な福祉国家においてもっとも小さくなるのである⁹⁾。

だが、スウェーデン政府（ノルウェー政府も同様に）は近年、クープマンの議論に代表される指摘を反省的に受け止め、自国のシステムへの批判に応えるために広範囲のプログラムを用意してきたことも事実である。その批判のポイントは、すなわち、①福祉国家の手厚いサービスが受動性と依存の文化を生み出し、移民集団の周縁化を縮小させるどころか拡大させること、また②不平等を縮小させるために展開された多文化主義的な手段は、移民や難民を職に就かせるうえでの統合の質と視野の側面で限界があったこと、である。したがって、移民を労働市場に統合するために何がどのようになされるべきかについて議論され、移民の教育スキルを向上させる手段や、言語、文化、習慣の学習支援のような人的資本の観点から民族的な不平等を改善する手段が講じられてきた。

問題は、それでもなお、「寛容な統合政策の展開が社会統合の達成に結びつかない」というパラドクスが解消された訳ではないということである。この点について、ヴァレンタとブナル（2010）は、北米のアファーマティヴ・アクションと対比させながら、スウェーデンやノルウェーにおける普遍的な移民政策の方針そのものに移民・難民の社会統合を妨げている要因を求めている。

「カナダやアメリカには、機会均等と民族的多様性を促すためのアファーマティヴ・アクションを用いた長い伝統がある。これらの国々は、割り当て制度、選別システム、優遇措置を通じて、拡大する差別の発生を減少させるために積極的な手段を用いてきたのである。スウェーデンとノルウェーは、移民や難民と民族的マジョリティの間の不平等の縮小に大きな関心はあっても、機会均等と民族的多様性を促すアファーマティヴ・アクションという北米の積極的なモデルを採用することに気が進まなかった。スカンディナヴィア諸国は、新たにやってくる移民や難民へのトレーニングに関わるよりいっそう広範囲のプログラムを展開することに主に依存してきたのである。」
(Valenta & Bunar 2010:472)

3 — 北欧の福祉排外主義

福祉国家への平等な権利を保障し文化的な同化圧力を制限する国家ほど、移民や難民の社会統合が弱くなることは、極右政党が台頭する近年の北欧社会の状況とも符合してくる。周知のように、ヨーロッパの新しい右翼政党はともに、「反移民」をスローガンに掲げ、各国の総選挙でキャスティングボートを握る存在にまで成長している。その極右政党がなぜ移民や難民に寛容な社会において、多くの有権者の支持を集めているのか。私見では、前述した社会統合の弱さにこそ、福祉が充実しリベラルな移民・難民政策を採用する包摂的な福祉国家に排外主義が跋扈するという、もう一つのパラドクスを解く鍵があると考えられる。

すでに福祉国家の限界を迎えていたヨーロッパでは、1990年代半ばに「ワークフェア workfare」（就労福祉）という福祉国家を改革するためのロジックが登場する。ワークフェアとは、福祉受給者の就労を促進することで、社会保障財政の再建と社会的排除（social exclusion）の克服を同時に達成しようとする概念である。ワークフェアは、福祉への「権利」と引き替えに「義務」「責任」「参加」といった道徳的観念を強調し、福祉給付を業績原理と結びつけるパターンへ転換させた。こうした、業績原理を精神とする福祉国家（ワークフェア的福祉国家）への再編を要請した潮流は、北欧社会では「フレキシキュリティ flexi-curity」の名で知られる変容をもたらした。flexibilityと securityを組み合わせたフレキシキュリティは、労働市場の柔軟化と失業給付をとまなう就労支援を両輪とする、北欧の新たな福祉国家モデルのキーワードとなった。

ただし、ワークフェア的福祉国家は、社会的に弱い立場で生きる移民や難民にとっては歓迎されざる舞台となったことにも注意を払う必要がある。移民・難民にとってワークフェアは、いわば自分たちに不適格の烙印を押す「裁判官」として表れ、彼ら彼女らの社会的排除を再生産するからである。ブロッホとシュスター（2002）が指摘したように、ヨーロッパの各国政府が移民労働者の新規受け入れを停止し、庇護希望者（asylum seekers）が増加した状況のなかでは、庇護希望者のヨーロッパへのアクセスを「縮減する福祉へのアクセス」とみなすホスト社会の眼差しが強まり、庇護と福祉の結びつきが大きな政治的イシューとなっていく（Bloch & Schuster 2002:393-394）。福祉国家の正統的な受給者からなるコミュニティの境界をよりタイトに定めようとする圧力が高まると、庇護希望者や難民は「福祉の受益者」として概念化され、場合によっては業績原理を侵食するフリーライダーとして、さらには社会秩序を悪化させる主要因として認知されるようになる。社会統合の程度の低さは、「福祉国家が移民を守る」という理念を「移民から福祉国家を守る」という論理（水島 2006:214）へと反転させ、マジョリティの側に排外主義の土壌を用意するのである。この連関が、移民や難民に寛大な福祉国家で排外主義が生まれるメカニズムである。

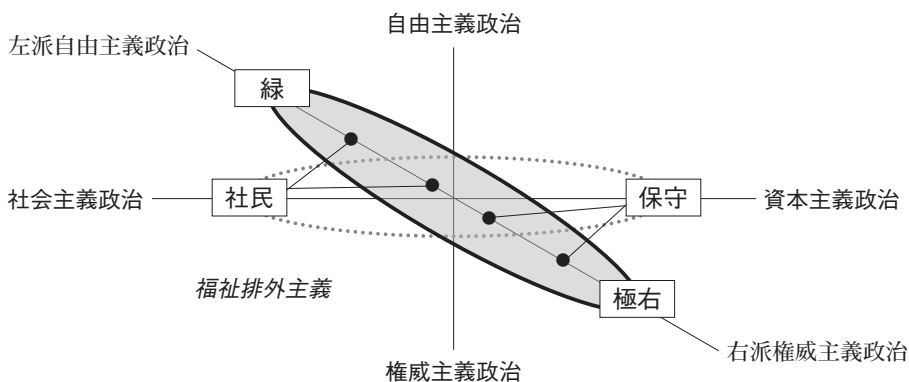
このように、フリーライダーから福祉国家を守るために特定のカテゴリーの人びと（移民や難民など）を排斥する立場は「福祉排外主義」（welfare chauvinism）と呼ばれる。昨今の北欧では、福祉国家に貢献しないままその恩恵に与る層を批判し、再分配政策の対象を民族

的に制限するという特徴をもつ「福祉排外主義」が新たな右翼として顕在化しているのである（宮本2004:71）。具体的には、「スウェーデン民主党」、ノルウェーの「進歩党」、デンマークの「国民党」が北欧の新しい右翼政党であり、その台頭の背後では従来の社民支持層の中から「新しい右翼」政党への鞍替えが起きている。以下では、ヨーロッパの政党研究の知見を頼りにしながら、北欧の新しい右翼の台頭を検討してみよう。

ヘルベルト・キツェルト（1995）によれば、1980年代半ば以降のヨーロッパにおける政党政治は、図2のように、再分配をめぐる対立軸（資本主義 - 社会主義）から斜め45度に旋回し、「自由主義 - 権威主義」の対立軸へ大きく接近したという（Kitschelt 1995:15）。たとえば、社会民主主義政党が、ジェンダー平等、環境保護、多文化主義、政治参加などにおいて脱物質主義的で多元的な価値を志向する政策転換を進める場合は「左派自由主義政治」に傾倒し、「緑の党」と重なっていった。また、既成の保守政党がより権威主義的な政策を志向する場合は「右派権威主義政治」へとシフトし、新しい右翼（極右政党）と競合するがゆえに、その台頭を抑えることになる。他方で、穏健保守政党と社会民主主義政党の間の政策距離が縮小すれば、こんどは新しい右翼が出現しやすくなり、その活動範囲も広がる。

ただ興味深いことに、今日の北欧諸国における新しい右翼（極右政党）は、いわゆる保守陣営から出現する新しい右翼とは性質を異にし、自ら左派であることを公言している。北欧では、たとえ右翼政党であっても、理想的な福祉国家を希求する政治文化を堅持しているからであろう。おもに1970年代から1990年代までの北欧諸国（デンマーク、ノルウェー、スウェーデン）の極右政党の変遷と政党支持層を分析した宮本太郎（2004）によれば、北欧の新しい右翼は、社会民主主義政党の基盤である労働者階級を奪取するかたちで伸張し、

図2 ヨーロッパの政党政治における対立構造の変容（1980年代以降）



ブルーカラー層の支持拡大に合わせて、(反税金などの)新自由主義的な主張を控えて再分配的な政策へとシフトしていった。そこに、「反移民」がもう一つの軸として組み合わさることで、「福祉排外主義」(権威主義的な性格を有した排外主義+福祉国家の擁護)を基調とする新しい右翼政党が活路を見いだすことになったという(宮本 2004:72-82)。したがって、北欧において極右政党が台頭した条件は新味に欠いた社会民主主義政党の後退にあり、自国の移民・難民政策に疑問をもつ社民的な有権者の支持の拡大がその躍進を支えたと考えられる¹⁰⁾。

4——スウェーデンの挑戦

先述したように、「多文化主義の失敗」を経験した多くのヨーロッパ諸国では、今日、入国管理政策を厳格化し同化主義的な統合政策を採用している。それに対して、スウェーデンでは依然として積極的に移民・難民を受け入れ、多文化主義的な移民政策と人道主義的な難民政策をその国是としている。しかしながら、スウェーデンにおける開放的で平等主義的な諸政策は、移民や難民の社会統合に結びついているかといえばそうではない。成功を収めるところか、スウェーデンの社会統合の達成度は他のヨーロッパ諸国よりも相対的にみて低いのが現状である。

筆者の見解では、その理由はおそらく、2節で紹介した「移民とマイノリティに関する政策指針」(1975年)に象徴されるような、個人の権利尊重に基づく普遍主義の立場(リベラリズム)と特定集団の権利付与・擁護を要求する立場(多文化主義)の両立をめざすスウェーデン特有の政策規範に起因していると思われる。けれども、だからといって上記の政策指針を社会統合の達成のために見直す必要があるかといえばそうではない、というのがスウェーデン政府の認識であろう。

懸念されるべきは、移民や難民の社会統合の弱さが、既成政党の移民政策を批判し排外主義的なスローガンを掲げる極右政党の大幅な勢力拡大をもたらすということである。たとえば、2013年5月にストックホルム郊外のヒュースビー地区で起きた移民暴動は、——『ロイター』の記事(2013年6月26日付)がそうだったように——移民大国スウェーデンの寛容政策のひずみを露呈した出来事として表象されたわけだが、このような解釈図式が一般化され続ける限り、ホスト社会における移民の逸脱は今後においても絶えず極右政党の養分となっていくだろう¹¹⁾。

たしかに、「移民・難民に対してホスト社会が寛大であること」と「移民・難民がホスト社会に統合されていること」は同じではないし、移民・難民への寛容な政策が移民・難民の社会統合の達成につながるわけではない。ただし、それでもなお、スウェーデンは2013年9月に他の主要なヨーロッパ諸国に先駆けてシリア難民の全面的受け入れを発表し、今日まで数万人規模の難民を受け入れている。しかも、受け入れたシリア難民すべてに対し、スウェーデン政府は滞在許可のみならず永住権付与や家族呼び寄せも許可する対応を取り

続けている。

本稿で展開したこれまでの分析を踏まえるなら、このようなスウェーデンの難民政策の展開をわたしたちはどのように理解し、また評価すべきなのだろうか。多文化主義的な移民政策を維持し、膨大な数の難民を受け入れ、社会民主主義的な観点から移民や難民を包摂しようとするスウェーデン。その姿からは、たとえ移民や難民の社会統合に黄色信号が点ったとしても、自らの政策理念や理想を改変するような素振りは見られない。では、それほどまでに死守しようとするスウェーデン政府のスタンスとは何か。今日におけるスウェーデンの「国家理性」の解明については、いまだ興味深い課題として残っている。

〈注〉

- 1) この時期の経済再編は、いわゆるフォーディズムからポストフォーディズムへの移行を指し示している。
- 2) 移民の家族呼び寄せは、「自由権規約」および「子どもの権利条約」によって保障されている「家族の再結合」(family reunion)の権利として認められていた。
- 3) 21世紀に入り、ドイツ、フランス、イギリスの各首相が「多文化主義の失敗」を公言したことも記憶に新しい。
- 4) 1990年代以降のグローバルメディアの進展は、移民のメディア環境にも大きな影響を及ぼしている。たとえば、衛星放送の普及によって、移民の家庭でTVをみる時には、ホスト国の番組でなく出身国の番組が視聴されるケースが増えている。ヨーロッパの都市部において散見される「パラボラ・アンテナ」(satellite dish)はいまや、ホスト社会のマジョリティにとって分離を象徴する差異の標識となっている。
- 5) 「労働市場テスト」とは、外国から労働者を雇用する前に、スウェーデン国内での募集によって求人が埋められないかどうかを、国がチェックする制度である。
- 6) 「特定の新着移民のための定着導入に関する法律 (Lag om etableringsinsatser för vissa nyanlända invandrare (2010:197))」(2010年12月1日公布)
- 7) 「移民統合政策指標 (MIPEX: Migrant Integration Policy Index)」とは、英国の国際文化交流機関であるブリティッシュ・カウンシルが、EU(欧州連合)加盟国を中心とした33カ国の移民政策について、7つの政策分野(労働市場アクセス、家族呼び寄せ、教育、長期滞在許可、政治参加、国籍取得、差別防止措置)を数値化し、国際比較を可能にしたものである。
- 8) こうした見解は、労働経済学におけるインサイダー・アウトサイダー理論に依るところが大きい。この場合のインサイダーは職をもつ自国民労働者であり、アウトサイダーは失業者・求職者の移民や難民である。従業員の入れ替え(ターンオーバー)にかかるコストを考慮すると、両者の間に賃金格差がないかぎり、企業はインサイダーからアウトサイダーへ従業員を置き換えようとしないと説明される(Ekberg 2004:201)。
- 9) ちなみに、多文化主義的な統合政策を実施するイギリスが、社会経済的な統合において否定的な結果を生み出していないのは、自己実現や低賃金雇用に力点を置く非寛容な福祉国家と、言語的・文化的な繋がりを有していた旧植民地出身の移民の存在に起因するところが大きい。また、相対的に寛大で包摂的な福祉国家であるドイツ語圏の諸国家が移民の統合を比較的によく達成できているのは、制限的な外国人登録が「帰化」を促し、移民自身の行動に依拠した在留許可を実施しているからである(Koopmans 2010:26)。
- 10) 2014年9月に実施されたスウェーデン総選挙(定数349議席)では、「増税」を謳う社会民主労働

党 (113 議席／得票率 31.2%) など左派連合が最大勢力となり、穏健党 (84 議席／得票率 23.2%) を中心とする中道右派連合からの政権交代が実現した。ただし、この結果をもって社会民主主義政党の「復活」と捉えるのは誤りだろう。2010 年 9 月の前回選挙時と比べると、穏健党は得票率を前回から 6.7 ポイント減らしているが、社会民主労働党も得票率を前回から 0.4 ポイント伸ばすにとどまっている。

- 11) 今回のスウェーデン総選挙 (2014 年 9 月) において、スウェーデン民主党が獲得した議席数は 49 議席 (得票率 12.9%) であった。その結果、社会民主労働党、穏健党に次ぐ第 3 党にまで上り詰めた。政権交代の影響で見過ごされがちだが、2010 年 9 月の前回選挙時 (20 議席／得票率 5.7%) と比べると、スウェーデン民主党は唯一大幅に支持を伸ばした政党であったことを忘れてはならない。

《文献》

- トーマス・ハンマー 1990 『永住市民 (デニズン) と国民国家一定住外国人の政治参加』(近藤敦訳、明石書店、1999 年).
- 井樋三枝子 2010 「スウェーデンの外国人政策と立法動向」『外国の立法』246 号, 139-151.
- 水島治郎 2006 「福祉国家と移民」宮本太郎編 『比較福祉政治』早稲田大学出版部, 206-226.
- 宮本太郎 2004 「新しい右翼と福祉ショーヴィニズム」齋藤純一編 『福祉国家／社会的連帯の理由』ミネルヴァ書房, 55-85.
- 岡沢憲芙 1991 「スウェーデンにおける外国人受け入れ政策」社会保障研究所編 『外国人労働者と社会保障』東京大学出版会, 109-131.
- 佐藤成基 2009 「国民国家と移民の統合—欧米先進諸国における新たな『ネーション・ビルディング』の模索」『社会学評論』60(3):348-362.
- 山本健兒 2000 「スウェーデンへの移民と移民問題」『地誌研年報』9 号, 1-32.
- Bloch, A & Schuster, L 2002, "Asylum and welfare: Contemporary debates", *Critical Social Policy*, vol.22, no.3, 393-414.
- Jan Ekberg 2004, "Immigrants in the Welfare State", in Bo Sodersten ed., *Globalization and the Welfare State*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, 195-212.
- Herbert Kitschelt 1995, *The Radical Right in Western Europe: A Comparative Analysis*, University of Michigan Press.
- Ruud Koopmans 2010, "Trade-Offs between Equality and Difference : Immigrant Integration, Multiculturalism and the Welfare State in Cross-National Perspective", *Journal of Ethnic and Migration Studies*, Vol.36, No.1, 1-26.
- OECD 2013, *OECD Factbook 2013: Economic, Environmental and Social Statistics*.
- Valenta, M & Bunar, N 2010, "State Assisted Integration: Refugee Integration Policies in Scandinavian Welfare State: the Swedish and Norwegian Experience", *Journal of Refugee Studies*. Vol.23, No.4, 463-487.

付記：本研究は、JSPS 科研費 (課題番号 24530668、課題名「マイノリティ・弱者・移民の相互連関に関する理論的・実証的研究—国際比較を中心に」) の助成を受けた。